新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2の59の項金額(1件につき)の欄第2号ア(ア)中「イ(1)(i)」を「イ(1)」に改め、同号ア(イ)中「イ(2)(i)」を「イ(2)」に改め、同号イ(イ)中「イ(2)(ii)」を「イ(2)」に改め、同項を同表61の項とし、同表58の項金額(1件につき)の欄中「57の項」を「59の項」に改め、同項を同表60の項とし、同表57の項金額(1件につき)の欄第1号ア(ア)b(b)中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に改め、同号ア(イ)a中「床面積の合計について、次に掲げる面積」を「次に掲げる申請の対象とする範囲」に改め、同号ア(イ)a(a)及び(b)を次のように改める。

- (a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1) 及びロ(1) に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 200平方メートル未満 41,700円
 - ii 200平方メートル以上 46,600円

- (b) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2) に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 200平方メートル未満 21,500円
 - ii 200平方メートル以上 23,100円

別表第2の57の項金額 (1件につき) の欄第1号ア (イ) b (a) を次のように改める。

- (a) 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ (1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る 住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める 額
 - (i) 1 戸 (床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 41,700円
 - (ii) 1 戸 (床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 46,600円
 - (ⅲ) 2 戸以上4 戸以下 83,900円
 - (iv) 5 戸以上15 戸以下 139,800円
 - (v) 16 戸以上45 戸以下 238, 200円
 - (vi) 46 戸以上 341, 700円
 - ii 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (i) 1 戸 (床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 21,500円
 - (ii) 1 戸 (床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 23,100円
 - (ⅲ) 2 戸以上4 戸以下 40, 200円

- (iv) 5 戸以上 1 5 戸以下 6 9, 4 0 0 円
- (v) 16 戸以上45 戸以下 125,700円
- (vi) 46 戸以上 190, 400円

別表第2の57の項金額(1件につき)の欄第1号ア(イ)b(b)中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に、「(a)」を「(a)i又はii」に改め、同号ア(イ)d中「b(a)」を「b(a)i又はii」に改め、同項を同表59の項とし、同表56の項金額(1件につき)の欄中「54の項」を「56の項」に改め、同項を同表58の項とし、同表55の項金額(1件につき)の欄中「54の項」を「56の項」に改め、同項を同表57の項とし、同表54の項金額(1件につき)の欄中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同項を同表56の項とし、同表53の項金額(1件につき)の欄中「52の項」を「54の項」に改め、同項を同表55の項とし、同表52の項金額(1件につき)の欄第1号ア(イ)b中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

- (ア) 1 戸建ての住宅 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・ 国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に よる審査を受ける住戸 41,700円
- b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 21,500円 別表第2の52の項金額(1件につき)の欄第1号イ(イ) a を次のように改める。
 - a 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1) 及びロ(1) に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 1戸 41,700円
 - ii 2 戸以上 5 戸以下 83,900円

- ⅲ 6戸以上10戸以下 118,000円
- iv 11 戸以上25 戸以下 166,000円
- v 26 戸以上50 戸以下 238,400 円
- vi 51 戸以上100 戸以下 342,100 円
- vii 101戸以上200戸以下 464, 300円
- vii 201戸以上300戸以下 609,800円
- ix 301戸以上 717, 300円
- (b) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2) に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数 について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 1戸 21,500円
 - ii 2 戸以上 5 戸以下 40, 200円
 - ⅲ 6戸以上10戸以下 58,100円
 - iv 11 戸以上25 戸以下 83,400 円
 - v 26 戸以上50 戸以下 125,900円
 - vi 51 戸以上100 戸以下 190,700円
 - vii 101戸以上200戸以下 272,500円
 - vii 201戸以上300戸以下 353, 300円
 - ix 301戸以上 403, 300円

別表第2の52の項金額(1件につき)の欄第1号イ(イ)b中「住棟全体又は住戸及び住棟全体」を「住棟全体」に、「aに」を「a(a)又は(b)に」に改め、同号イ(ウ)a及びb(a)中「(イ)a」を「(イ)a(a)又は(b)」に改め、同号イ(ウ)b(c)ii中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準」に改め、同項を同表54の項とし、同表中51の項を53の項とし、50の項を52の項とし、49の項を51の項とし、同表48の項金額(1件につき)の欄中「45の項」を「47の項」に改め、同項を同表50の項

とし、同表47の項金額(1件につき)の欄中「45の項」を「47の項」に改め、同項を同表49の項とし、同表46の項金額(1件につき)の欄中「45の項」を「47の項」に改め、同項を同表48の項とし、同表中45の項を47の項とし、16の項から44の項までを2項ずつ繰り下げ、同表15の項事務の欄中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表17の項とし、同表中14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項を14の項とし、11の項を12の項とし、同項の次に次のように加える。

1 3	法第53条	建築物の	182,000円
	第5項第4	建蔽率の	
	号の規定に	特例許可	
	基づく建築	申請手数	
	物の建蔽率	料	
	に関する特		
	例の許可の		
	申請に対す		
	る審査		

別表第2の10の項の次に次のように加える。

1 1	法第52条	建築物の	31,000円
	第6項第3	容積率の	
	号の規定に	特例認定	
	基づく建築	申請手数	
	物の容積率	料	
	に関する特		
	例の認定の		
	申請に対す		
	る審査		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例の認定等に係る手数料を徴収するため、及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に係る手数料を改定するため、並びに所要の条文整備を行うため、本案を提出する。